

島根原子力発電所第1号機燃料取替装置燃料つかみ部の 変形に係る立入調査について(平成19年11月21日)

立入調査日時	平成19年11月21日(水) 10:00~12:40
立入調査者	島根県総務部消防防災課原子力安全対策室 調整監、室員2名 松江市総務部防災安全課原子力安全対策室 室員1名
立入調査対応者	中国電力株式会社島根原子力発電所 副所長ほか
根拠規定	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定 第11条
調査概要	平成19年11月20日に中国電力株式会社から報告があった「島根原子力発電所1号機燃料取替装置燃料つかみ部の変形」について、事象が発生した経緯等について中国電力株式会社から説明を受け、変形の状況を現場で確認した。
調査内容	調 査 結 果
事象発生経緯 について	第27回定期定検に先立ち、平成19年11月17日に燃料取替装置の動作確認をしていた。燃料取替装置を燃料プール側から炉心側へ移動させた際、作業員が移動経路上にある手摺りの取り付け状況の確認を怠り、手摺りが取り付けられている状態で燃料取替装置を移動させたため、手摺りに接触した。
手順書の整備 状況について	中国電力(株)から外注先に提出する工事管理仕様書には、燃料取替装置の移動等で手摺りを外す場合、ロープを張るか、監視員をつけるように記載してあるが、外注先の工事要領書には、手摺りの確認手順についての記載がない。
燃料取替装置 燃料つかみ部 の変形状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事象が発生した現場を確認した。また、燃料取替装置燃料つかみ部のシャフト及び燃料つかみ部が接触した手摺りが変形していることを確認した。 ・燃料取替装置燃料つかみ部が変形したことにより、燃料取替装置が燃料を安全に取り扱う機能を有していないと認められる。
中国電力(株)への 指示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のトラブルの原因究明を行い、再発防止対策を徹底すること。 ・業務委託の方法について、検証すること。 ・現場での業務管理を徹底すること。 ・今回のトラブルについては、不適合管理、根本原因分析、是正処置の実施状況を今後確認する。